

# 滋賀県立男女共同参画センター「G-NETしが」の施設利用について

## ◎G-NETしが 施設使用料

(2019年10月1日改定)

### <県内居住の方がご利用の場合>

名称	区分	定員 (規模)	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	申込期間
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	
大ホール	平日	500人	6,700円	18,500円	19,800円	25,200円	34,400円	41,100円	使用月の8か月前 の月の初日から 10日前まで
	土・日 休日		10,050円	27,750円	29,700円	37,800円	51,600円	61,650円	
研修室 A		50人	2,630円	3,580円	2,630円	6,210円	6,210円	8,840円	使用月の3か月前 の月の初日から 10日前まで
研修室 B		30人	1,720円	2,370円	1,720円	4,090円	4,090円	5,810円	
研修室 C		30人	1,720円	2,370円	1,720円	4,090円	4,090円	5,810円	
特別会議室		24人	6,350円	8,340円	6,350円	14,690円	14,690円	21,040円	
調理実習室		36人	3,580円	4,760円	3,580円	8,340円	8,340円	11,920円	
視聴覚室		100人	6,070円	7,930円	6,070円	14,000円	14,000円	20,070円	
トレーニングルーム		20人	3,160円	4,090円	3,160円	7,250円	7,250円	10,410円	
茶亭		(25㎡)	3,160円	4,090円	3,160円	7,250円	7,250円	10,410円	
展示ギャラリー		(75㎡)	1日につき		4,850円				
テニス コート	平日	(3面)	1面 2時間につき		1,450円				
	土・日 休日		1面 2時間につき		2,180円				

### <県外居住の方がご利用の場合>

上記料金の一律1.5倍のご利用料金となります。

## ◎ 申込の受付について

### 1. 受付開始日

施設使用の申込については、大ホールは使用日の8か月前の月の初日から、その他の貸室は使用日の3か月前の月の初日から受け付けます。ただし、大ホールに付随して他の貸室も利用する場合は、併せて8か月前から受け付けます。(受付開始日が休所日にあたる場合は、その翌日が受付開始日となります。)

### 2. 受付時間

開所日の午前9時から午後9時まで。先着順となります。

ただし、受付開始日においては、来所・電話にかかわらず、午前9時から午前9時30分まで一括して受け付け、使用希望日が重なった場合、日程調整や抽選を行います。

### 3. 申込方法

- (1) センターの窓口にお越しいただくか、電話で申し込んでください。その時に、使用目的などを確認します。
- (2) 申込受付後、利用する日の10日前までに使用責任者が窓口にお越しいただき、使用承認申請書に必要事項を記入いただくとともに、施設使用料をお支払いください。(前納です。)
- (3) 受付が完了しますと、使用承認書と領収書をお渡しします。なお、いったん支払われた使用料は原則としてお返しできません。
- (4) 大ホール使用の場合は、付帯設備の準備の関係上、使用日の10日前までに、使用する付帯設備の内容が分かる資料(付帯設備使用リストもしくは催物のプログラム等)を提出するなどして、当日使用する設備を予め申し出てください。

なお、付帯設備使用料については、使用の当日、窓口にて料金をお支払いしていただきます。

### 4. 使用方法

- (1) 使用当日は、必ず窓口で「点検表」と「鍵」を受け取ってから入室してください。
- (2) 施設の使用は、使用承認書に記載された利用時間内に限ります。また、使用后、机、椅子などは、必ず元の状態に戻してください。
- (3) 付帯設備を使用される場合、その機器の使用(操作)方法等は、担当係員が事前に説明します。機器の操作は、善良な管理のもとに、利用者で行ってください。
- (4) 電気器具を持ち込む時は、事前に窓口へ内容と件数を必ず申し出てください。
- (5) 施設内は、禁煙です。喫煙は、決められた場所(灰皿の設置している所)で行ってください。
- (6) 湯茶等の設備は使用できますが、茶葉は利用者各自で準備してください。
- (7) 駐輪、駐車場での事故等は責任を負いません。多数の自動車が駐車する場合は、誘導等の保安要員を主催者が必ず確保してください。  
(付帯設備使用料は、裏面をご覧ください。)

◎G-NETしが 付帯設備使用料 (2019年10月1日改定)

	設備名	単位	使用料
大ホール	ローアホリゾンライト	1列	430円
	ボーダーライト	1列	530円
	サスペンションスポットライト	1列	970円
	アッパーホリゾンライト	1列	430円
	客席用スポットライト	1列	430円
	フットライト	1列	430円
	ピンスポットライト	1台	320円
	拡声装置(マイク4本含む)	1式	2,170円
	追加マイク	1本	210円

	設備名	単位	使用料
大ホール	カセットテープレコーダー	1台	320円
	CDプレーヤー	1台	210円
	MDプレーヤー	1台	210円
	プロジェクター	1台	510円
	ピアノ	1台	1,080円
	金びょうぶ	1双	1,080円
	冷・暖房料	1時間	1,410円
各室共通	携帯用拡声装置	1台	210円
	持込電気器具(1kW)	1台	110円

付帯設備の使用料は、午前、午後および夜間をそれぞれ1単位とした料金です。(冷・暖房料は1時間単位)

◎G-NETしが施設使用料の半額適用について

県内在住者が主体である団体が、男女共同参画の推進を主たる目的として使用される場合には、施設使用料が半額になります。(ただし、テニスコートおよび付帯設備使用料は除きます。)

使用料の半額適用を希望される場合は、次の手順に従ってください。

(1) 使用の申込

申込受付期間は、通常料金での利用と同じく、大ホールは使用日の8か月前、その他の貸室は3か月前の月の初日からです。この時、半額適用を希望する旨を申し出てください。

(2) 「男女共同参画センター施設使用料の半額適用申請書」の提出

センター窓口へ直接お越しになり、「半額適用申請書」に使用の目的や詳しい内容を具体的に記入して提出してください。

(3) 「男女共同参画センター使用料の半額適用承認通知書」の交付

(2)の申請書が承認されますと、承認通知書を交付いたします。

(4) 使用の申込および使用料の納付

(3)の承認通知書の交付を受けた後、改めて施設使用承認申請書に必要事項を記入していただき、使用料を前納してください。

(注) 半額適用の手続きについては、上記のように若干の日数を要することとなりますので、20日前までに申請書をご提出ください。

◎ その他

- (1) 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例(以下「条例」という。)第4条第2項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をお断りすることがあります。
- (2) 条例第7条第1項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命じることがあります。
- (3) 営利を目的とした施設の使用はできません。
- (4) ご使用にあたっては、使用承認書の裏面の「ご使用上のお願い」をよくお読みください。
- (5) 使用承認を受けた施設の使用を変更されるときは、改めて変更の承認を受けてください。
- (6) センターの施設や設備を損傷されたり、紛失されたときは、直ちにその旨届け出てください。

滋賀県立男女共同参画センター G-NETしが

〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

TEL 0748-37-3751 FAX 0748-37-5770